



発信年月日：令和3年9月17日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1157
健康福祉部 高齢福祉課	入野 昌之	高齢福祉班 田邊 裕子		FAX 0837-22-3680
件名	要介護認定3、4、5の在宅高齢者等を対象とした 福祉タクシー利用券の交付開始について			

長門市では、心身の状況により公共交通機関の利用が困難な要介護認定3、4、5の在宅高齢者等に対し、外出機会の支援を行い、日常生活の利便性の向上や閉じこもり予防を図るため、福祉タクシー利用券の交付を開始します。

1 対象者

市内に住所があり、介護保険の要介護3、4、5の認定をお持ちで、心身障害者を対象とした福祉タクシー券の交付を受けていない人（介護保険施設入所者を除く）

2 助成内容及び利用券交付枚数

福祉タクシー利用券1枚につき500円を助成します。

1回の利用料金が1,000円を超えた場合は2枚、1,500円を超えた場合は3枚まで利用できます。

利用券の交付は、一人1年度につき48枚までとし、10月1日以後に申請があった場合は24枚とします。

3 申請方法

認定の有効期間内の介護保険被保険者証をお持ちの上、次の窓口で申請してください。

◎受付窓口 本庁高齢福祉課高齢福祉班、各支所、油谷保健福祉センター

4 申請受付開始日 9月24日（金）

5 利用開始日 10月1日（金）

6 利用できるタクシー会社

山電タクシー／新日本観光タクシー／富士第一交通／長門市社会福祉協議会／ゆもと苑介護タクシー／古市タクシー／人丸タクシー／生き生きネットみすみ／ケアタクシー／サクラ介護事業所

7 問い合わせ先

長門市高齢福祉課高齢福祉班 電話 0837-23-1157